

# 杉並区立宮前中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月6日

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

### (1) 基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

学校はいじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活をおくることができるようにすることが重要な課題である。

宮前中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめ防止の対策に関する基本的な方針を定める。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等該当生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こりうるとの認識に立ち、学校は家庭、地域、教育委員会と連携して、「いじめを生まない学校づくり」など未然防止への取組を進めるとともに、いじめを察知した場合には、早期発見・早期対応を基本として取組を講じ、速やかに解決に努める。

## 2 いじめ防止等のための組織

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会」を組織する。

また、週1回委員会を開催し、生徒個々の情報や連携等を情報共有する。

### (1) 構成メンバー

校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

### (2) 掌握事項

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。
- ・いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対策を迅速・適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関と連携して実効的な取組を行う。

### 3 宮前中学校における取組

#### (1) いじめの未然防止のための取組

##### ア 教育課程への位置づけ

いじめのない学校づくりを教育課程に位置づけ、心の教育を重視した取組を進める。

##### イ 人権尊重教育・道徳教育の充実

教育活動全体を通して人権尊重教育や生命尊重教育について計画的に推進する。特に道徳を中心として、いじめに向かわない態度や能力の育成を図る。

##### ウ 体験活動の充実

様々な体験活動を通して、他者との関わり方やコミュニケーション能力を養い、思いやりの心や自尊感情の育成、命の大切さに気づかせる指導を行う。

##### エ 分かる授業づくり

学習の基礎・基本の確実な定着を図り、学力の向上を目指す分かる授業の実践を進め、生徒が自己肯定感を高め、達成感や充実感をもつことができる学習指導に努める。

##### オ 生活指導の充実

集団の一員として規律正しい生活を送る規範意識を高めることと、いじめは絶対に許されない行為であるという認識をもたせる指導を行う。

##### カ 自主・自立を促す活動の充実

生徒会活動や学級活動を通して、生徒一人一人が集団の中で役割を担う中で、いじめを主体的に考え、自治的・自律的にいじめ防止に向けた取組ができる指導を行う。

##### キ 生徒と教職員の関わりの充実

学校生活における日常的な関わりや、生活記録等を活用し、担任と生徒および保護者との連絡を密にし、生徒の小さな変化に丁寧に対応し、信頼関係を構築する。

##### ク 保護者への啓発の充実

保護者会や教育相談を通して保護者との信頼関係を深め、いじめ防止に向ける取組を進めることで、学校と家庭が連携していじめを許さない雰囲気作りに努める。

##### ケ 情報リテラシー・情報モラル教育の充実

インターネットや SNS 等の使い方やルール・マナーを向上させるために、生徒や保護者に対して情報モラル教育や啓発活動を行う。

##### コ いじめに関する授業及び研修の実施

「いじめに関する授業」及び「いじめに関する校内研修」を年3回以上実施する。

このうち1回以上は「いじめ重大事態」の定義と、「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深める。

(2) いじめの早期発見のための取組

ア アンケート調査の定期的な実施

いじめの未然防止と早期発見のために、全校生徒を対象にしたいじめを把握するためのアンケートを学期に1回・ふれあい月間に行う。

イ 教育相談の実施

年2回、全校生徒を対象にした三者面談を実施する。また、1年生全員にスクールカウンセラーとの個人面談を行い、生徒や保護者がいじめを訴えやすい校内組織を構築する。

ウ 情報共有の推進

週1回生活指導部会、教育相談部会を開き、生徒指導や面談等の内容を確認する。早期に情報の共有化を図り、組織的にいじめ防止にあたる。

エ 外部機関との連携

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センター、済美教育センター、医療機関、警察、児童相談所と連携を図り、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめの早期対応の取組

ア 速やかな対応

いじめが発見された場合やその通報を受けた場合には、特定の教職員がいじめの問題を抱え込まず、学校全体で速やかに対応する。

イ 安全確保

いじめを受けた生徒およびいじめを知らせてきた生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、組織的に安全確保を図る。

ウ いじめを行った生徒・保護者への対応

教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒およびその保護者への指導を行う。

エ いじめを見ていた生徒への対応

いじめを見ていた生徒が自分の問題としてとらえられるよう指導する。状況に応じて、学活、学年集会等を開き、指導にあたる。

オ 保護者との情報共有

保護者へ支援・助言および保護者会の開催等による保護者との情報共有を行う。

カ 外部機関との連携

関係機関との相談・連携を図るとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察に相談する。

#### 4 重大事態への対処

いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、次の対処を行う。

- (1) 区教育委員会にいじめの事案を報告するとともに、指導助言を得て、調査組織を設置し、事実関係を明らかにするために、質問票の使用その他適切な方法により、調査を行う。
- (2) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### 5 いじめの解消の定義

いじめは単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと